

Title	カントにおける道徳理論の適用の問題：例外・義務の衝突・差別
Sub Title	On applying moral theories in Kant. exception, collision of duties, and discrimination
Author	石田, 京子(Ishida, Kyoko)
Publisher	
Publication year	2025
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2024.)
JaLC DOI	
Abstract	本研究は、カント実践哲学における法と道徳の関係を基軸に、制度・歴史・公共性との連関を多面的に検討した。法と道徳の体系的区別とその接続可能性、義務と権利の構造、制度を通じた普遍主義の現実化、カントと人権論の関係、戦争と平和の理念的緊張などを分析し、理念と制度、理論と現実との媒介構造を明らかにした。これにより、自由を基礎とするカント哲学の包括的理解と現代的再定位を試みた。 This study examines the multifaceted connections between Kant's practical philosophy, particularly the relationship between law and morality, and the dimensions of institutions, history, and publicity. It analyzes the systematic distinction and potential linkage between law and morality, the structure of duties and rights, the realization of universalism through institutions, the relationship between Kantian thought and human rights theory, and the conceptual tension between war and peace. The study clarifies the mediating structure between ideals and institutions, theory and praxis, thereby attempting a comprehensive understanding and contemporary recontextualization of Kantian philosophy grounded in the concept of freedom.
Notes	研究種目：若手研究 研究期間：2019～2024 課題番号：19K12929 研究分野：カント倫理学
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_19K12929seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

令和 7 年 6 月 16 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2024

課題番号：19K12929

研究課題名（和文）カントにおける道徳理論の適用の問題——例外・義務の衝突・差別

研究課題名（英文）On Applying Moral Theories in Kant. Exception, Collision of Duties, and Discrimination

研究代表者

石田 京子 (Ishida, Kyoko)

慶應義塾大学・文学部（三田）・准教授

研究者番号：80736900

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、カント実践哲学における法と道徳の関係を基軸に、制度・歴史・公共性との連関を多面的に検討した。法と道徳の体系的区別とその接続可能性、義務と権利の構造、制度を通じた普遍主義の現実化、カントと人権論の関係、戦争と平和の理念的緊張などを分析し、理念と制度、理論と現実との媒介構造を明らかにした。これにより、自由を基礎とするカント哲学の包括的理解と現代的再定位を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、カント実践哲学における法と道徳の関係を体系的に再構成し、制度や歴史哲学などの視座を導入することで、カント道徳哲学の新たな読解可能性を開いた。特に、「人権」や「進歩」概念の規範的基礎づけに関して、道徳と制度の媒介構造を精緻に論じた点は、カント研究および実践哲学の現代的展開に重要な貢献を果たしたと言える。また、理念と現実との接合を理論的に明示することで、人権・平和といった現代的課題への倫理的アプローチに新たな視座を提供した。特に、人権の制度的構成や戦争と平和の問題に対する非正戦論的視点は、国際政治や法制度の倫理的再検討に資する理論的資源となりうる。

研究成果の概要（英文）：This study examines the multifaceted connections between Kant's practical philosophy, particularly the relationship between law and morality, and the dimensions of institutions, history, and publicity. It analyzes the systematic distinction and potential linkage between law and morality, the structure of duties and rights, the realization of universalism through institutions, the relationship between Kantian thought and human rights theory, and the conceptual tension between war and peace. The study clarifies the mediating structure between ideals and institutions, theory and praxis, thereby attempting a comprehensive understanding and contemporary recontextualization of Kantian philosophy grounded in the concept of freedom.

研究分野：カント倫理学

キーワード：カント 倫理学 人権の哲学 正戦論 道徳的進歩

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

法則の例外の許容や義務の衝突といった道徳的事象は、イマヌエル・カントの道徳哲学では仮象として扱われる。たしかにカントが主張する通りに実践哲学の理論が純粹理性に由来するのなら、例外の正当化や道徳的ジレンマは理性の自己矛盾を意味するので、論理上存在しないはずである。その意味で、友の身に危険が迫ろうとも嘘をついてはならないとする小論「嘘論文」での主張は、彼の理論的立場を正確に反映している。だが虚言の禁止と他人の安全への配慮は、ともにアプリアリな義務であることに矛盾はなくとも、実際にはどちらを優先すべきか判定できないことがある。すると、理論に矛盾がなくとも、それを現実に応用する際にやはりジレンマが生じるのではないだろうか。

そしてカントはそのことに無自覚ではなかったと思われる。この問題への言及が著作や講義録で見られる。たとえば、許容法則や暫定的権利といった概念を用いて、最終的に正しい状態が実現されるまでのあいだに妥当する法や政治的判断の暫定的正当性が論じられている。また「徳論」では道徳的諸規則を個別の事例に適用する際に生じる決疑論が導入され、義務の衝突と通常考えられている事例が取り上げられている。これらの議論は、カントの厳格主義的なイメージに反するものであろう。

さらに、カント自身の性差別的・人種差別的な言説に関し、彼の実践哲学との一貫性が欠けているという指摘が、近年多くの研究者によってなされるようになった。尊厳をもつ人格の平等性を謳いつつ、なぜ彼はこの差別意識から逃れられなかったのか。ここに、普遍主義的な道徳理論を適用する場面での失敗を見て取ることができると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、理論を事例に適用する際に生じる道徳的な難問を分析・解決するための方法論を、法哲学もふくめたカント実践哲学に即して提示し、その有効性と限界を画定することを目的とする。また、そのことを通じ、功利主義や徳倫理学とは異なる、形式主義的・厳格主義的な規範理論としてのカント実践哲学の意義を検証しようとするものである。

3. 研究の方法

先行研究のサーベイと一文文献の精読によって研究を遂行した。また、国内外の所属学会や研究会、ワークショップなどで個人発表報告や論文投稿を行い、研究成果の発信に努めた。

4. 研究成果

【主な研究成果】

(1) カント道徳哲学における法哲学との関係構造とその適用限界

本研究は、カント実践哲学における法と道徳の体系的関係を再検討することから出発した。カントは『実践理性批判』および『人倫の形而上学』において、定言命法と自由な意志に基づく道徳理論を構築しつつ、法を「他者に対する外的行為の許容可能性」に関わる独立した原理体系として定義している。しかし一方で、「法は道徳に依存する」とも述べており、この両者の関係は一見して理論的緊張を孕む。本研究では、法哲学が道徳哲学に依拠しながらも独自の体系性をいかに保持し得るのかという問いを中心に据え、法哲学における定言命法の構造と自由な意志という道徳の中核概念の浸透を詳細に分析した。とりわけ「義務の衝突」や「例外の不許容」といった形式主義的問題系を検討することで、あらゆる道徳的義務が体系的に調和するよう設計されているというカントの基本的見解を明らかにした。また、実践哲学内部における用語法の精査を通じて、カントが「道徳」と「法」を異なる規範次元として厳密に区別していたことを実証的に示し、従来の解釈に対して批判的再検討を加えた。

(2) 理論と制度との交錯：理念の現実的実現可能性と共和主義

道徳理論の現実的制度への適用、とりわけ法と政治という制度領域への接続可能性を主題とした。カントが『永遠平和のために』および『諸学部の争い』で示した理念はしばしばユートピア的構想と受け取られるが、むしろ制度的構想との不可分性に着目すべきである。

本研究では、カントが提示する共和主義の構想を中心に、個々人に道徳的卓越性を要求しない制度構造が、自由と権利の保障を制度的に可能にしていることを明らかにした。言論・信仰・学問の自由といった制度的要素が、道徳理念の現実化の条件となるというカントの認識を制度論的かつ歴史的に分析し、さらに公共的理性使用の意義や近代市民社会の形成との関係を考察した。この検討を通じて、理念と制度の交錯に関するカントの構想に対し、現代的再評価の視座を提供した。

(3) 歴史のなかの道徳：人類の進歩をめぐる実践哲学的再考

本研究では、カントが『歴史の理念』『人倫の形而上学』『永遠平和のために』などで展開する「人類の道徳的進歩」概念を、予測的あるいは経験的帰納ではなく「実践的要請」として捉え、

理念的未來が現在の行為に規範的方向性を与えるという構想を論証した。また、カントの進歩概念に内在する規範構造を、アクセル・ホネットの承認理論を手がかりとして分析し、進歩の不可逆性を支える条件として「理念を理念として理解する能力」が決定的であることを示した。すなわち、過去の暴力や抑圧を倫理的失敗として歴史的に再構成する能力そのものが、道徳的進歩の根拠となる。この観点から、進歩は制度整備を超え、「歴史を通じて自己を理解する形式」としての自己認識に根ざすものと捉えられ、実践哲学と歴史哲学の交錯に新たな理論的展開の可能性が見出される。

(4) カントと人権概念の接合とその射程

「カントと人権」を主題とする研究においては、「人権の哲学」という枠組みの下でカント倫理学の射程を再構成し、尊厳概念や自己への義務、ならびに「自由」という生得的権利の内容を精査した。その結果、それらが制度的自由や市民的権利といかなる関係を持つのかが明らかとなった。特に、カントにおける「市民権」概念と現代の「人権」概念とのあいだの差異に着目することで、近代国家における権利主体性の複層構造を浮かび上がらせ、現代人権理論におけるナショナルな制度と普遍的原理との緊張関係に対し、理論的視座を提供した。

さらに、人権を自然状態における普遍的権利としてではなく、市民社会の制度的構成の中で初めて成立する権利として捉える視点を提示した。この理解においては、「自由」という生得的権利も制度的媒介を通じてはじめて実効性を持ちうるとされ、人権の「制度的構成性」という観点が浮かび上がる。このような構想は、自然権のリベラリズムともロールズの多元主義とも異なる第三の解釈を示唆しており、普遍主義と制度論を接合する理論的可能性として、現代の人権論に対する有効な資源を提供する。

(5) カントと正戦論——戦争の不可避性と理念の相克

本研究では、カントの戦争観における二重性——すなわち『人倫の形而上学』における戦争の不可避性の主張と、『永遠平和のために』における平和理念の強調——に注目し、これまで矛盾とされてきた両者の理論的再構成を試みた。

カントにおいては、自然状態の不完全性に起因する戦争の制度的不可避性の主張は、戦争の道徳的正当化ではなく、制度的克服の課題として提示されている。本研究はこの立場を、正戦論そのものに対する内在的批判と理解し、戦争の正当化ではなく、その発生条件を批判的に問う法哲学的構想として再定位した。この立場は、国際政治における規範構成の根本的あり方を問い直すとともに、戦争の道徳的正当化に依拠しない平和論の理論的基盤を提供するものである。

【得られた成果の国内外における位置づけとインパクト】

本研究の成果は、カント倫理学・法哲学研究の潮流に対して、従来の「原理中心的解釈」に対して「適用の文脈における理論構成」へのシフトを促すものである。これにより、義務の衝突や例外といった問題が単なる理論的困難としてではなく、むしろ理論の精緻化を促す契機であることが示された点で意義がある。

また、カントと人権に関する研究では、日本語による初の包括的翻訳書を刊行するとともに、カント哲学がリベラルな自然権理論でも制度主義的権利論でもない「第三の人権観」を提供しうることを提案した。これは、英語圏を中心とした現代的な人権解釈に対して独自の理論的視点を提示した点で評価される。

さらに、戦争と平和、進歩と制度、法と感情といった複合的テーマを横断的に扱うことで、カント哲学が現代の倫理・法・政治理論に対して依然として有効な規範的資源を提供しうることを実証的に示した。本研究は、倫理学・政治哲学・法哲学の分野を架橋する試みとして、国内外の若手研究者との共同研究やワークショップの形成にもつながりつつあり、将来的な国際的共同研究の基盤を整えつつある。

【今後の展望】

今後は、これまでの研究成果をふまえつつ、以下の三点に焦点を当てたさらなる発展を構想している。

第一に、「制度的正義と道徳的義務」の関係をカント理論の枠内で再構成すること。とくに国家・権利・責任といった政治哲学的概念が、どのように道徳理論と整合的に構成されるのかを理論的に明示し、制度と個人のあいだの媒介構造を明らかにする必要がある。

第二に、カント哲学と現代の感情論・共感論との接点を掘り下げる。近年の道徳心理学や認知科学の知見とも対話しながら、カント倫理学における「他者理解」「共感」「嫌悪」といった感情的構えがいかなる形で理性の実践に組み込まれうるかを検討する。

第三に、グローバルな人権制度や国際法の哲学的基礎づけに関して、カントが提示した「世界市民権」「歓待の権利」といった構想がいかなる可能性と限界をもつかを再評価する。特に、制度的保障を重視するカントの視点は、現代の人権の「文化的多様性」や「制度的普遍性」といった緊張関係を乗り越える理論的ヒントを提供しうる。

これらの展開を通じて、道徳哲学・法哲学・政治哲学の接点における学際的な理論研究を深化させ、カント哲学を媒介とするグローバルな規範哲学の対話に積極的に貢献していきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 石田 京子	4. 巻 74
2. 論文標題 人類の道徳的進歩とは何か	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 哲学	6. 最初と最後の頁 10～21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11439/philosophy.2023.10	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

1. 著者名 石田京子	4. 巻 22
2. 論文標題 カントにおける市民の有徳さと国家	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本カント研究	6. 最初と最後の頁 67-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 —

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 6件／うち国際学会 2件）

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 カントと<人権の哲学>の可能性について
3. 学会等名 第14回大阪哲学ゼミナール
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 人類の道徳的進歩とは何か——カント哲学からの一考察
3. 学会等名 日本哲学会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 カントと人権に関する論争の報告
3. 学会等名 MIPS（三田哲学会哲学倫理学部門例会）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 カントにおける市民の有徳さと国家
3. 学会等名 日本カント協会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 カント法哲学のすべて
3. 学会等名 第8回大阪哲学ゼミナール（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 カント哲学は国家と徳の関係について何を語りうるのか
3. 学会等名 第9回大阪哲学ゼミナール（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 石田京子
2. 発表標題 カントの法哲学
3. 学会等名 第40回新潟哲学思想セミナー（NiiPhiS）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Referat zu Kant, Immanuel, die Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbuergerlicher Absicht: Vorwort (AA. VIII. 17 f.)
3. 学会等名 Das 13. deutsche-japanische Ethik Kolloquium (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kyoko Ishida
2. 発表標題 Was bedeutet bei Kant, dass das Recht von der Moral abhaengt und aus der Moral abgeleitet wird?
3. 学会等名 Das 13. deutsche-japanische Ethik Kolloquium (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 レザ・モサイエビ、石田 京子、舟場 保之、高畑 菜子、田原 彰太郎、平出 喜代恵	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 470
3. 書名 カントと人権	

1. 著者名 石田京子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 248
3. 書名 自律と法——理性批判から法哲学へ	

〔産業財産権〕

〔その他〕

—

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------